

競争的資金の管理・監査に係る方針

平成 20 年 8 月 19 日
鹿児島県水産技術開発センター

1 趣 旨

この方針は、鹿児島県水産技術開発センター（以下、「水技センター」という。）が競争的資金で獲得した研究経費の効果的かつ効率的な活用、円滑な運用及び適正な管理を図るため、必要な事項を定める。

2 定 義

この方針において「競争的資金」とは、国等から配分される公募型の研究資金をいう。

3 管理・運用

(1) 決 裁

水技センターにおける競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な事項は、鹿児島県事務処理規則に基づき、水技センター所長等により決裁する。

(2) 予算執行

競争的資金の研究費については、地方自治法第 210 条により、会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入し執行する。

鹿児島県会計規則により、適切に予算執行（物品購入、旅費支給等）を行う。また、間接経費については「[競争的資金の間接経費の執行に係る方針](#)」（平成 20 年 8 月 19 日制定）による。

(3) 懲 戒

地方自治法及び鹿児島県職員服務規程を遵守し、競争的資金による研究の実施及び管理等を行う。不正行為に関しては、それらに基づき懲戒処分を行う。

(4) 公 開

鹿児島県情報公開条例により、この方針を含め積極的に当センターホームページ (<http://kagoshima.suigi.jp/>) などで公開に努める。

(5) 監 査

地方自治法第 199 条の規定に基づく、定期監査、行政監査により監査委員による監査を実施する。

4 引用条例・規則等

(1) 鹿児島県事務処理規則

この規則は、別に定めがあるものを除くほか、本庁及び出先機関並びに教育庁、警察本部及び各種委員会等事務局において処理する知事及び会計管理者の権限に属する事務の処理権限及び手続について必要な事項を定めるものとする。

(2) 鹿児島県会計規則

この規則は、法令その他に定めのあるものを除くほか、県の会計に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(3) 鹿児島県職員服務規程

この規程は、他の法令に特別の定めがあるもののほか、知事部局に勤務する一般職の職員の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(4) 鹿児島県監査事務局規程

この規程は、鹿児島県監査委員事務局の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(5) 定期監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査である。

監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査することとされており、これらについて毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査を行う。

(6) 行政監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査である。

財務監査のほか、監査委員は必要があると認めるときは、事務の執行についても監査する。監査の対象は一般行政事務であり、これらの事務が法令等に基づいて適正に行われているか、あるいは効率的・能率的に行われているかといった観点から監査を行う。

(7) 鹿児島県情報公開条例

この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を確保し、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。